

笛吹市体育協会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、笛吹市体育協会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を（財）ふえふき文化・スポーツ振興財団に置く。

(目的)

第3条 本会は、体育・レクリエーションを振興し、市民体育の向上を図り、スポーツ精神の育成と市民相互の親和を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するために下記の事業を行う。

- (1) 体育・レクリエーションの思想の普及啓発に関すること。
- (2) 体育・レクリエーションの指導奨励に関すること。
- (3) スポーツ指導者の養成に関すること。
- (4) 体育大会、講習会等スポーツ等に関する各種行事の実施に関すること。
- (5) 体育に関する資料の研究調査及び斡旋等に関すること。
- (6) 体育功労者等の表彰に関すること。
- (7) その他本会の目的を達成するため必要と認めた事項。

(組織)

第5条 本会は、笛吹市市民で構成され、各地区体育協会、体育指導委員会、各種目別競技団体及びスポーツ少年団本部をもって組織する。各種目別競技団体は、支部組織をもって構成しなければならない。

2 新たに加盟しようとする団体は、理事会の承認を必要とする。

第2章 役員

(役員)

第6条 本会に下記の役員をおく。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 若干名
(学識経験者若干名、地区体育協会会長 7名、市体育指導委員会会長 1名)
- (3) 理事長 1名
- (4) 副理事長 若干名
- (5) 理 事 第7条第2項の規定による
- (6) 評 議 員 第7条第3項の規定による
- (7) 監 事 2名

- 2 前項に定める者のほか、顧問及び参与を若干名おくことができる。
- 3 執行委員会は、会長・副会長・理事長・副理事長で構成する。

(選出)

第7条 会長及び副会長並びに理事長及び副理事長は理事会で選出し、総会において承認を得る。

- 2 理事は次の各号に掲げるものを充てる。
 - (1) 各加盟競技団体 1名
 - (2) スポーツ少年団本部 1名
- 3 評議員は次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 各加盟競技団体 1名
 - (2) スポーツ少年団本部 1名
- 4 監事は総会で選出する。
- 5 顧問及び参与は会長が委嘱する。

(任務)

第8条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- 3 理事長は理事会を統括する。また、副理事長は理事長を補佐し、理事長事故あるときはその職務を代行する。
- 4 理事は会務を執行する。
- 5 評議員は総会に出席し重要事項を議決する。
- 6 監事は本会の会計を監査する。
- 7 顧問は本会の運営について会長の諮問に応じる。
- 8 参与は会務の運営に参画する。

(任期)

第9条 役員任期は2年とする。但し再任を妨げない。

- 2 補欠役員任期は前任者の残任期間とする。
- 3 役員任期が満了しても、後任者が就任するまでその職務を行う。

第3章 事務局

(事務局)

第10条 本会の事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長、事務局次長、事務局員を置く。
- 3 事務局長は会長が任命し、総会に報告する。
- 4 事務局次長、事務局員は事務局長が任命する。

第4章 会議

(会議)

第11条 本会の会議は、総会、理事会及び執行委員会とする。

2 会長、副会長並びに事務局長は全ての会議に出席し、意見を述べることができる。

(総会)

第12条 総会は第6条の役員をもって構成し、会長が招集する。

2 総会は本会の最高議決機関で毎年1回開催し、次の事項を審議する。

- (1) 規約の変更
- (2) 事業計画の審議
- (3) 予算、決算の承認
- (4) 役員承認
- (5) その他必要と認めた事項

3 必要に応じて臨時総会を開催することができる。

(理事会)

第13条 理事会は、会長の承認を得て理事長が招集する。

2 理事会は、執行委員会で検討された事項を審議する。

3 理事会は、必要のつど開催し、総会で決議された事項及び付託された事項を審議する。

(執行委員会)

第14条 執行委員会は、会長の承認を得て事務局長が招集する。

2 執行委員会は、必要のつど開催し、理事会に諮る事項を検討する。

(議決)

第15条 本会の会議の開催は構成人員の2分の1以上の出席によって成立し、その議事は出席者の過半数をもって決定する。

第5章 会計

(経費)

第16条 本会の経費は次に掲げるもので支弁する。

- (1) 会費
- (2) 補助金
- (3) 事業収入
- (4) 寄付金
- (5) その他

(会計)

第17条 本会の会費は部員1人当たり200円とし加盟競技団体毎に徴収する。

(会計年度)

第18条 本会の会計は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 附則

- 1 本会規約の施行に関し、必要な事項は理事会の議決を経て、会長が別に定める。
- 2 本会規約は平成17年4月1日から施行する。
- 3 平成17年12月 7日一部改正
- 4 平成19年 6月26日一部改正
- 5 平成21年 6月23日一部改正
- 6 平成23年 6月17日一部改正